

## 平成29年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成29年11月8日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時39分閉議

---

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

内容説明

平成28年度各会計決算

質疑

平成28年度一般会計歳入

平成28年度一般会計歳出（1議会費～3民生費社会福祉費）

閉議宣告

---

### 出席委員（17名）

委員長	井上久嗣君	副委員長	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	岡崎治夫君
委員	粥川章君	委員	国忠崇史君
委員	斉藤昇君	委員	十河剛志君
委員	谷守君	委員	谷口隆徳君
委員	丹正臣君	委員	出合孝司君
委員	遠山昭二君	委員	松ヶ平哲幸君
委員	村上緑一君	委員	山居忠彰君
委員	渡辺英次君		

---

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長	中館佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君

経 済 部 長	井 出 俊 博 君	建 設 水 道 部 長	沼 田 浩 光 君
朝日総合支所長	法 邑 和 浩 君	市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 浩 美 君
市民部次長兼 環境生活課長	千 葉 靖 紀 君	総合企画室長	東 川 晃 宏 君
企 画 課 長	大 橋 雅 民 君	秘書広報課長	岡 崎 忠 幸 君
財 政 課 長	丸 徹 也 君	税 務 課 長	古 川 敬 君
福 祉 課 長	川 原 広 幸 君	いきいき健康 センター館長	菅 井 勉 君
企 画 課 主 幹	坂 本 洋 紅 君	いきいき健康 センター主幹	東海林 優 子 君
農業振興課主幹	久 光 徹 君	企 画 課 主 査	木 村 哲 晃 君
企 画 課 主 査	萩 田 貴 彦 君	秘書広報課主査	玉 田 悟 君
秘書広報課主査	千 葉 玲 君	財 政 課 主 査	樫 木 孝 士 君
環境生活課主査	高 橋 将 人 君	税 務 課 主 査	佐久間 貴 之 君
税 務 課 主 査	木 島 啓 君	福 祉 課 主 査	小 山 光 君

---

教 育 委 員 会 教 育 長	中 峰 寿 彰 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	村 上 正 俊 君
--------------------	-----------	--------------------------	-----------

---

農 業 委 員 会 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	武 田 泰 和 君
---------------	-----------	----------------------	-----------

---

監 査 委 員	吉 田 博 行 君	監 査 委 員 事 務 局 長	穴 田 義 文 君
---------	-----------	--------------------	-----------

---

#### 事務局出席者

議 会 事 務 局 長	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 議 務 課 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 議 務 課 主 幹	前 畑 美 香 君	議 会 事 務 局 議 務 課 主 事	駒 井 靖 亮 君

---

(午前10時00分開議)

○委員長(井上久嗣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(井上久嗣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

---

○委員長(井上久嗣君) 最初に、本特別委員会の運営について申し上げます。

当委員会に付託されました事件は、認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件であります。この付託案件の質疑から採択までを本日から11月10日までの3日間とし、お手元に配付してあります審査日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

ここで、付託案件の審査方法についてお諮りいたします。平成28年度決算審査については、初めに各会計の決算の概要について担当部長から内容の説明を聴取し、その後、各会計について質疑を行い、平成28年度決算全般についての質疑が終了後、採決を行うという方法にいたしたいと思えます。

なお、質疑については、あらかじめ通告書を提出していただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款、項ごとに質疑する方法にいたしたいと思えます。また、特別会計については6会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑する方法にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

初めに、平成28年度各会計の決算の内容について説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長(中館佳嗣君) おはようございます。

平成28年度の決算状況の説明に当たり、初めに、一般会計総額と財政の健全化判断比率の概要について申し上げます。

28年度の一般会計については、歳入総額198億2,435万9,000円、歳出総額194億5,716万5,000円、29年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支は3億5,675万1,000円の黒字となり、このうち1億8,000万円を財政調整基金に編入したところです。この結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため算定されませんでした。また、実質公債費比率については、前年と比べて0.4ポイント減の13.8%となり、将来負担比率については、前年比2.1ポイント増の138.7%となったところです。

次に、総務部が所管する主な決算の概要について、初めに、第2款総務費から主な内容を説明いたします。

まず、新たに公共施設マネジメント基本計画を策定し、施設の再編方針をまとめたほか、地方創生へ向け総合戦略の柱に据えた合宿の聖地創造、農業未来都市創造の取り組みを進めました。市役所本庁舎の整備に向けては、地質調査や測量を実施するとともに、市民検討委員会の提言等も踏まえ基本設計を策定いたしました。

誘致企業等との連携事業では、トヨタ自動車の工業学園合宿研修の受け入れや士別試験場を会場とした健康イベントなどに取り組みました。また、北海道日本ハムファイターズとの連携では、子供たちを対象としたウォームアップキャンプなどを実施したところです。

このほか、次期総合計画策定に向けたアンケートやワークショップ、士別市CM作成事業による情報発信の取り組みを新たに実施するとともに、台湾との新たな交流に向け士別地域日台親善協会を設立し、ホストタウン構想の推進に取り組みました。

継続事業としては、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを初め、市民の声、市長への手紙などによる広聴事業、広報しべつフェイスブックやドローンを活用した動画などによる情報発信と共有化にも努めてきました。

また、協働のまちづくり推進事業や人材育成・交流推進事業による市民の主体的活動への支援、新エネルギー導入促進事業による助成、あるいは地域公共交通活性化協議会との連携による地域公共交通の維持、確保にも努めたところです。

交流事業関連では、ゴールバーン・マルワリー市への高校生短期留学研修の派遣を初め、みよし市や川内村、ふるさと会やゆかりの会との交流、ふるさと大使との意見交換会などを実施しました。また、今後のまちづくりの担い手となる若い年代や女性の人材育成を目指す士別まちづくり塾を継続しました。

次に、第9款消防費のうち防災にかかわる事業については、防災用資機材や、災害時備蓄資材としてポータブル石油ストーブ、備蓄食などを購入しました。

以上が総務部の所管事業の概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） おはようございます。

私から、市民部所管に係る決算概要について申し上げます。

まず、歳入のうち市税についてであります。

平成28年度の決算では、市税総額で23億3,512万1,000円となり、その決算状況としては、法人市民税は前年度より529万円の減となった一方、27年中の農業所得の伸びにより、個人市民税では3,697万6,000円の増となったほか、28年度の税制改正に伴う軽自動車税の税額変更により1,065万8,000円の増となるなど、市税総額では前年度より4,033万2,000円の増収、1.8%の増となったところです。また、収納率では現年度99.56%、滞納繰越分4.37%、市税全体では96.57%と、前年度より0.12ポイントの増となり、今後においても地方税法等に基づく適正な課税、徴収事務を遂行し、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費では、自治会活動の活性化と推進を図るため、活動費及び防犯街灯LED化の新設、更新等に係る維持費の一部を助成したほか、通学路対策としてもLED防犯灯を整備し、安全で安心な地域づくりに努めたところです。また、28年度において、コミュニティセンターの整備事業の補助内容を見直し、現在の社会情勢や地域のニーズに対応できるよう改修工事やバリアフリー化についても対象を拡大するとともに、一部補助上限額を引き上げるなど、コミュニティ活動の促進を図ってまいりました。

第3款民生費では、子供たちの健やかな成長と子育て世代の負担軽減を図るため、北海道医療給付事業に上乘せし、市単独事業として、小学生以下の医療費無料化と中学生の入院医療費無料化を実施しました。

第4款衛生費では、将来にわたり良好な環境の保全に向けた取り組みを計画的に実施していくため、29年度から37年度までを計画期間と定めた環境基本計画を策定いたしました。

また、28年10月からは廃棄物処理体制の確立を目指し、衛生ごみの分別収集に着手したほか、26年度から3カ年にわたり建設してまいりました環境センターが完成、本年4月より供用開始となったことから、ごみ減量化やリサイクルなどの推進のもと、更なる循環型社会の構築に努めてまいります。

更に、少子高齢化などにより、墓碑の維持管理への市民ニーズに対応するため、合同墓を建設し、本年5月から供用を開始しており、施設の概要や利用手続などの市民周知に努めているところです。

第6款農林水産業費では、生ごみ等のバイオマス資源を用いた堆肥の製造及び利活用により、温室ガス排出削減に向けた取り組みを行ってまいりました。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。国保制度では、被保険者の医療給付等を行うとともに、被保険者の健康の保持増進等のため、特定健康診査、特定保健指導の無料実施と、がん検診、人間ドックの検診料金の一部助成を実施し、疾病等の早期発見、重症化予防に努めました。

また、30年度から始まる新たな国民健康保険制度を視野に、26年度から段階的な税率等改定により国保財政の健全化を図ってまいりましたが、28年度決算では、税率等の改定のほか、国庫支出金や共同事業交付金の増収もあって、収支が改善し、一般会計からの繰り入れを行うことなく、1億1,212万5,000円の黒字決算となり、全額を国保支払準備基金に編入した次第です。

以上、市民部所管事業の主な概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） おはようございます。

私から、保健福祉部が所管する決算の概要について、初めに第3款民生費から申し上げます。

まず、障害のある方に対する事業といたしまして、障害のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施したほか、社会福祉協議会との連携のもと福祉ボラ

ンティア育成事業やふれあい広場を開催するなど、地域福祉の推進に努めました。また、新たな事業として、市の手話通訳派遣事業を担っていただいている手話通訳者の技術向上を図るため、北海道ろうあ連盟の御協力のもと、手話通訳者応用講座を開催いたしました。

生活困窮に関する事業については、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な問題に対して、生活困窮者自立相談支援員による相談支援を実施するとともに、生活保護法の適正な運用に努めたところです。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に対する財政支援を行うとともに、子どもの権利条例の周知を図るため、講演会や権利フェスタを開催したほか、家庭や子供にかかわる相談に対し、家庭児童相談員による迅速かつ適切な支援に努めました。また、新たな事業といたしまして、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対する総合的な相談支援を行うため、子育て支援センターゆらに保健師1名を配置して子育て世代包括支援センター運営事業を展開するとともに、ほくと児童館の老朽化に伴い、児童館と障害のある児童の居場所をあわせ持つ北地区子どもセンターの建設事業に着手したところです。

高齢者に対する事業につきましては、高齢になっても住みなれた地域において自立した生活を送ることができるよう、健康長寿日本一を目指す拠点施設としていきいき健康センターを10月1日にオープンし、高齢者の生きがづくりと社会参画、介護予防、世代間交流をテーマとする各種事業に取り組みました。また、敬老バス乗車証交付事業や除雪サービス、緊急通報サービスなど各種在宅サービスの提供を行うとともに、高齢者及び障害者の権利を守るため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への支援を行いました。

一方、施設サービスに関しましては、指定管理している老人福祉施設の安定した運営を継続するとともに、新たな事業として市内介護事業所において不足している介護従事者の確保及び定着を図るため、高校生を対象とした介護職場体験を実施したところです。

次に、第4款衛生費のうち市民の健康づくりへの取り組みにつきましては、健康づくり講演会や食育セミナーなどを開催し、健康に対する意識の醸成に努めるとともに、各種健診データの健康管理システムへの集積に努め、地区担当保健師制度による地域に密着した保健活動を展開いたしました。

また、新たな取り組みといたしまして、若い世代からの健康づくりに資するため、運動機能向上を目的として実施しておりますサフォークジム、サフォーク元気クラブの対象年齢を65歳以上から60歳以上に拡大するとともに、健康診断を受ける機会がない30歳から39歳までの方を対象に健康診査及び保健指導を実施したところです。更に、妊産婦を支援するため、ハッピーマタニティ事業として、市外の産科医療機関への交通費の一部助成と出産応援券の発行を行ったところです。

次に、第10款教育費のうち幼稚園教育の振興にかかわる事業といたしまして、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園在園児の父母の負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を助成するとともに、幼稚園の経営の健全化を図るため、管理運営に対する補助を行った

ところです。

次に、介護保険事業特別会計については、要介護及び要支援認定者に対する介護サービスや介護予防サービスのほか、要支援者に相当する方を対象とする自立支援ホームヘルプサービスや配食サービスなど、生活支援サービスを総合的に実施いたしました。また、地域支え合い事業における福祉パトロールや地域サロン、見守り活動協力事業所の拡充に努めたほか、認知症初期集中支援チームを設置する中で認知症チェックシステムの導入や認知症カフェを開催するなど、認知症に対する支援の充実に努めたところです。

以上が保健福祉部の所管事業の概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から、経済部所管の5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の主な事業の概要について申し上げます。

初めに、5款労働費では、市内で働く勤労者等の総合的な福祉の増進をより効果的に推進するための各種事業を行ったほか、若年者や季節労働者の雇用対策や高齢者の就業及び生きがい対策などについて継続実施したところであります。

次に、第6款農林水産業費では、国の経営所得安定対策として、士別市農業再生協議会を通じ、市内農業者に対しまして、戦略作物助成や畑作物の数量払い等に係る交付金約48億6,000万円が支払われ、その事業の円滑な推進に当たったところであります。

また、農家における労働力確保対策としては、効率的な作業管理と農業経営を可能とするICT農業支援システム、トヨタ豊作計画の導入と、現場作業及び農業経営を改善する現場改善の仕組みの調査研究に対する支援や、コントラクター組織の育成のためのオペレーター人材確保の促進と、作業能力の向上を目的とした自動操舵システムの導入に対する支援、生産コストの削減に向けた農業労働力支援対策を推進いたしました。

農業・農村担い手支援対策では、農業経営の法人化や担い手の収益力の向上を図るため、高収益作物の作付け増に対する支援、更には農業研修助成に加え、グリーンパートナー推進事業として、本年度も羊のまちでときめきツアーを実施したところであります。

昨年度は大雨や10月下旬からの早期降雪で根雪となり、てん菜や大豆の収穫に大きく影響を受け、機械作業ができず収穫できない状況になるなど、被害を受けた農業者に対し、緊急支援策として再生産資金の利子補給の措置を行いました。

農地基盤整備では、上士別地区での国営農地再編整備事業の推進事務を継続するとともに、新たに道営農地整備事業、中士別地区の第1一期地区の設計測量が始まったところです。更に、寒冷地帯としての基幹作物であるてん菜、バレイショの安定的な生産振興に取り組み、特に、ビートの作付振興では、生産確保支援対策事業を初めとする振興対策を講じたところであります。

畜産振興関係では、酪農経営に必要な基盤整備を図るため、北海道農業公社による畜産担い手総合整備事業を実施したほか、サフォーク種羊の各種振興対策に加え、めん羊経営における

担い手の確保・育成を図るため、飼養技術や経営スキル、耕種との複合経営を目指した技術習得など、研修体制の構築に努めました。

7款商工費では、中心商店街の集客力、販売力を高めるため、道のいきいきふるさと推進事業を活用し、得得まつり、にぎわい市場など4事業を支援し、また、中小企業の育成と経営の合理化を図るため、運転資金、設備資金等の融資事業のほか、ラブ士別・バイ士別運動の推進、住宅改修及び住宅新築への助成を継続するとともに、本市を初めとする道北9市によるユジノサハリンスク道北物産展に継続参加したところであります。

次に、観光費では、各種観光イベントに対する助成を継続するとともに、羊と雲の丘観光振興プロジェクトでの議論を踏まえ、観光客や地元市民に親しまれにぎわいのある観光施設づくりを目指し、羊飼いの家バーベキューハウス横のトイレ改修及び通路整備を行うなど、周辺的环境整備を含め本市の観光拠点施設の強化を図ったところであり、また、羊のまち士別観光推進事業に取り組んだほか、羊と雲の丘観光施設、スポーツ合宿センター、日向保養センター等につきましては、指定管理者と連携の上、適切な管理運営に努めたところであります。

以上が労働費から商工費までの事業概要でございます。

○委員長（井上久嗣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から、建設水道部所管事業決算の概要について、第8款土木費から申し上げます。

初めに、道路、橋梁関係についてです。街路西広通り新設事業では、改良684メートル、舗装146メートルを実施したのを初め、川西・上士別街道線など12路線1,350メートルの改良舗装工事を実施しました。このほか、西3条通りの歩道410メートルを新設したほか、朝日金流橋の補修工事を実施するなど、安全で快適な道路環境の整備を図りました。

次に、公園関係では、つくも水郷公園再整備に当たり、遊具の更新を23基実施したのを初め、ランニングコースの造成等を行ったほか、池の水の清掃、SL機関車の塗装など多くの市民参加による環境整備に努めました。また、あおば児童公園のトイレ改修、ほくと児童公園の遊具更新を実施するなど、街区公園の充実を図りました。

次に、公営住宅関係では、つくも団地B棟16戸の新設に着手したほか、もみじ団地、南西団地など4団地について、屋根、外壁塗装及び防水工事を実施するなど、予防保全による長寿命化に努めたところです。

次に、地域環境整備では、9地域146カ所に及ぶ要望箇所について、地域役員との合同現地調査により協議した結果、温根別南12線川丸三川など8河川について、ブロックの布設がえ、立木除去など河道整備を実施したほか、道路側溝整備、簡易舗装工事などを実施しました。

次に、流雪溝関係では、1回当たりの投雪時間を1時間に延長以降、2年が経過しました。この結果、わずかではありますが、未投雪箇所は減少傾向となり、あわせて道路管理者職員及び区域内事業所の協力のもとに取り組みを進めてきた投雪ボランティアによる一斉投雪が定着化するなど、未投雪箇所の解消に努めました。

以上が土木費の主な概要であります。

次に、第13款災害復旧費についてです。28年7月及び8月の豪雨により被災した南士別1号線ほか道路55カ所、土風川ほか24河川、上士別光来橋の補修工事などを実施し、早期復旧を図りました。なお、市道西南連絡線については、その被災規模と複雑な地質構成などから、復旧方法について慎重に調査検討を重ねてきたところです。現在、復旧工法について専門機関と最終協議中であり、来年度、早期の竣工を目指しています。

次に、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計についてです。公共下水道事業では、合流改善事業を380メートル実施したほか、雨水管を約190メートル新設するなど、生活環境の整備と浸水対策に努めました。

農業集落排水事業では、多寄地区、上士別地区の処理施設について、それぞれ機器更新事業を継続実施するなど、処理能力の安定確保に努めました。

最後に、士別市水道事業会計についてです。士別地区配水施設の整備状況として、配水管新設工事を173メートル実施したほか、老朽管の更新及び災害時における給水体制を確保するための耐震管への更新工事を実施するなど、水量、水圧の安定供給の確保に努めました。このほか、温西ポンプ場においては、非常用発電機及び動力計装盤の更新工事により、非常時における機能強化を図りました。朝日地区においては、老朽管更新工事を664メートル実施するなど、漏水対策に努めました。この結果、全市の有収率は82.5%となり、前年比1.0ポイントの改善となったところです。

財政状況について申し上げます。

初めに、収益的収支の決算の概要を消費税抜きで申し上げます。人口減少の影響により、有収水量は年々減少傾向にあり、営業外収益を加えた収入合計は、対前年比4.4%減の4億9,572万5,000円となりました。一方、支出については、職員の退職に伴う職員給与費の減のほか、検満量水器の更新箇所数が少ない年度となったことに伴い、対前年比7.1%減の5億8,390万8,000円となりましたが、結果として8,818万3,000円の純損失が生じ、当年度未処理欠損金は9,024万4,000円となったところです。

次に、資本的収支について、消費税込みで申し上げます。事業実施に伴う企業債、国庫補助金、補償工事負担金などを合わせた収入合計は3億4,891万1,000円となりました。一方、支出については、工事費用及び企業債償還金を合わせた合計4億2,649万5,000円となり、この結果、7,758万4,000円の収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填した次第です。

今後においては、更なる企業努力により収支均衡を図るよう努めてまいります。

以上が建設水道部が所管する事業の概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 法邑朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（法邑和浩君） 私から、朝日総合支所所管の決算概要について申し上げます。

まず、総務費では、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業として、岩尾内湖白樺キ

キャンプ場管理棟スロープ補修を行ったほか、天塩岳、岩尾内湖に関する情報発信に努め、交流人口の拡大を図りました。

衛生費では、あさひクリニック屋根防水工事を初め、医療機器の更新により医療環境の充実を図りました。

農林水産業費では、農産加工実習施設に設置しているミキサー、真空包装機など加工機器を更新し、地元農産物の処理加工の促進を図りました。

林業費では、市有林の健全な維持・造成により森林資源の充実と地域の林業振興を図るほか、朝日町北線地区に有害鳥獣保管施設を建設しました。

商工費では、じゃんじゃんジュビリー開催事業、復活！朝日町商店街開催事業に補助し、市内外から多くの参加者があり、地域住民の触れ合いと地域の活性化が図られたところであります。

以上が朝日総合支所所管事業の決算概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私から、平成28年度病院事業会計決算の概要について申し上げます。

平成28年度は、長島新院長体制のもと、北海道から自治医科大学卒の医師派遣を受けたほか、8月には常勤医を1名確保する中、士別市立病院新経営改革プランに基づき名寄市立総合病院との連携強化を進めたほか、他の急性期病院からの回復期、慢性期の患者の受け入れなど、一般病床60床、療養病床88床、合わせて148床体制で運営しました。また、外来診療にあっては、内科予約外診療担当医を配置するなど、待ち時間の解消にも努めたところであり、その結果、入院患者数は27年度と比較し、年間で2,186人、率で5.7%増の4万273人、1日平均では110.3人となり、外来患者数は6,361人、率で5.2%減の11万6,408人、1日平均では479人となりました。

次に、財政状況について申し上げます。収益的収支では、消費税抜きで収入が33億4,197万2,000円、支出が33億3,067万9,000円、資本的収支では、エレベーター改修のほか、生化学免疫自動分析装置、心臓カテーテル用ポリグラフ、X線骨密度測定装置、超音波画像診断装置、病床ベッドの更新を図り、収入が消費税込みで3億7,725万4,000円となり、これに対する支出は4億8,357万8,000円となりました。この結果、最終的な一般会計からの繰入金金は、当初予算に1億8,600万円を追加し、10億7,172万8,000円となり、資金不足を発生させない決算となったところであります。

入院患者の増や費用の圧縮による経営改善に努めたものの、一般会計からの繰入額は10億円を超え、厳しい状況が続いております。地域医療構想の策定に合わせ、本年3月に見直しを行った新経営改革プランに基づき、地域医療需要に応えるとともに、病院事業について財務規程のみが適用となっている地方公営企業法の全部適用を図るなど、経営の改善に努めてまいります。

以上が平成28年度病院事業決算の概要であります。

○委員長（井上久嗣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 私から、教育委員会所管の10款教育費について御説明申し上げます。

初めに、新規事業のうち主な事業についてであります。日向スキー場整備事業の日向スキー場第1リフト更新に伴う整備では、実施設計、測量、地質調査を行いました。市民文化センター施設環境整備事業では、冷暖房施設更新工事調査、改修設計業務などを行いました。小学校整備事業の土別小学校屋体つり天井改修工事では、東日本大震災においてつり天井が落下し、全国各地で大きな被害につながったことから、天井脱落対策が求められ、対策を講じました。

次に、継続事業のうち主な事業についてであります。学習振興事業では、学校行事、クラブ活動費、校外学習用バス借り上げ料及び総合的な学習の時間に要する経費の費用負担軽減を図りました。遠距離通学助成事業では、遠距離通学児童・生徒に対する通学費を、就学援助事業では、経済的に支援が必要な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行いました。

情報処理教育推進事業では、時代に即応した授業を進めるため、パソコンの整備及びメンテナンスを実施いたしました。小学校整備事業では、土別小学校屋体改修工事を行いました。また、上土別小学校、上土別中学校の改築事業では、旧校舎の解体工事及びグラウンド整備などの外構工事を行いました。更に、子どもの学習・生活習慣定着推進事業では、小学生の学力と体力の向上を図るため、しべつチャレンジ寺子屋としべつチャレンジスクールを開催いたしました。高校教育推進事業では、土別東高校の教育環境と教育振興の充実を図りました。

更に、生涯学習推進機会提供事業では、九十九大学や公民館講座などの生涯学習事業を実施いたしました。図書館においては、図書やDVDなどの視聴覚資料を整備いたしました。博物館においては、「ハーフマラソン30周年～合宿の里しべつとまちづくりにかけた人々」と題した特別企画展と、スポーツ合宿40年、ハーフマラソンの30年を振り返る市民座談会を開催するとともに、サンライズホールでは自主企画事業を実施いたしました。

更に、陸上競技、スキー競技を初めとするスポーツ合宿推進事業を実施するとともに、第30回記念のハーフマラソン大会、第20回記念のジュニア&レディースサマージャンプ大会などのスポーツイベントを実施いたしました。更に、学校給食センターでは、土別産の農畜産物を活用したふるさと給食を7回実施いたしました。

以上が教育費の概要であります。

○委員長（井上久嗣君） ここで暫時休憩いたします。

---

(午前10時38分休憩)

(午前10時40分再開)

---

○委員長（井上久嗣君） 委員会を再開いたします。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、市税について何点かお聞きしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、今回の第3回定例会でも、所有者不明の土地についてということで、一般質問で触れさせてもらいましたが、その件で確認したいことも若干ありますので、それについても触れていきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入歳出決算書によると、市税総額の予算21億7,900万円、調定額で2億3,800万円増の24億1,800万円、収入済額で同じく1億5,500万円増の23億3,500万円、それぞれこれが上回った理由、要因についてまずお知らせいただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 佐久間税務課主査。

○税務課主査（佐久間貴之君） お答えいたします。

予算と調定の差についてですが、個人市民税で農業所得の伸びにより5,800万円、法人市民税で大規模事業所の業績上昇により8,400万円、市たばこ税の消費量増加により1,100万円など、合計1億6,400万円の増加となっております。

滞納繰越分につきましては、予算では収納率を平均2.6%とし200万円ほどの予算の計上となっておりますが、調定といたしましては、債権全額を算入するため固定資産税及び都市計画税を中心に7,400万円の差が生じ、現年度分と滞納繰越分の合計で2億3,800万円となっております。

次に、予算と収入の差につきましては、調定額の増加に伴い個人市民税で5,300万円、法人市民税で8,400万円、市たばこ税で1,000万円、固定資産税及び都市計画税で500万円の増加などで、差し引き合計1億5,500万円となっております。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ありがとうございます。

それでは、次に、不納欠損額254万3,690円、これは前年が855万5,000円ということで、前年より下回っているわけですがけれども、この下回った要因等あわせてお知らせいただきたいと思っています。

○委員長（井上久嗣君） 木島税務課主査。

○税務課主査（木島 啓君） お答えいたします。

不納欠損額、対前年で600万円減となっている要因についてです。税目としては、固定資産税及び都市計画税で406万円、その他市民税などで195万円減少している状況です。

事由別では、企業の経営不振が293万円、生活困窮が193万円、差し押さえ財産なしが109万円減少している状況です。また、平成27年度では、会社倒産、経営不振での事由は299万円でしたが、28年度では経営不振などの欠損が6万円と大きく減少したのが主な要因となります。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 少なくとも何よりということなんですけれども、そこで、この不納欠損の事由別不納欠損集計表の中で、今若干不納欠損の理由別に述べられていたんですけれども、特に固定資産税で、本人死亡で人数2人、3件の金額2万9,832円というふうにあるんですけれども、ほかの市民税、都市計画税で本人死亡の理由というのはわかるんですけれども、この固定資産税の本人死亡で不納欠損にするという、ちょっと今改めて教えていただきたいなと思います。

○委員長（井上久嗣君） 木島主査。

○税務課主査（木島 啓君） 死亡事由による不納欠損額の取り扱いについてお答えいたします。

本人死亡での不納欠損について、28年度では2件該当しており、固定資産税及び都市計画税で3万3,000円が不納欠損となっています。詳しい内容については、1件目は所有者死亡後、唯一の相続人が自己破産し、破産事件終了後は無財産となったため滞納処分の執行停止後、即時消滅としたものです。

2件目は、所有者死亡後、相続人が生活保護受給者となり担税力のない状況が続き、5年の消滅時効により不納欠損となったものです。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。そういうことだろうなと思ったんですけれども、そこで、私は今回の所有者不明の課税する分の扱い、一体、本市で何件あるんだろうという質問の中で、28年度については15件の32万7,000円あったというところだと思います。今の理由としても、答弁の中にあつた、所有者が死亡によって新たに所有者となり得る相続人が全く存在しない場合、また存在するところ相続人が放棄した場合、また、その相続人が所在不明な場合、そういうような理由によって、この事由別の不納欠損としたということになるんでしょうけれども、今度はその決算処理上はこの15件の32万7,000円あった分、これは決算処理上どういう扱いになるのか、ちょっと細かいですけれども教えていただきたいなと思います。

○委員長（井上久嗣君） 佐久間主査。

○税務課主査（佐久間貴之君） お答えいたします。

課税保留は、所有者が不明または不存在となっているなどの事由により、納税義務者が特定できず、課税を一時保留している状態です。したがって、調定額には含めていないため決算上計上されていない状態となります。

ただし、相続人など納税義務者が特定された場合につきましては、地方税法の規定により、原則5年間遡及し課税することとなります。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。

結局、決算処理上も当然載ってこない、課税保留にしている分ですから当然載ってこない、したがって収納率にも影響してこないというところだと思うんですけども、それで最後に、この不納欠損について今までちょっと触れましたけれども、これは欠損、市の債権を落とすという行為になりますから、できるだけこの額を減らさなければならないという努力は必要になるかと思えます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、所有者不明の土地について増加させない取り組みについては一般質問でお聞きしたところですけども、この不納欠損自体を今後減らしていくという本市の努力、通常のどんな取り組みをしているのかということを確認して、この質問を終わりたいと思えます。

○委員長（井上久嗣君） 古川税務課長。

○税務課長（古川 敬君） お答えいたします。

不納欠損処分は、収入調定したものを債権放棄するものでありまして、その根拠は地方税法により滞納処分の執行停止での継続3年、または即時消滅や消滅時効5年での処分となります。

処分事由としましては、本人死亡や倒産、生活困窮などによるもので、士別市滞納整理ガイドラインに基づき行っているところです。

地方税法の不納欠損処分の規定に該当する場合につきましては、欠損処理とはなりますが、現在不納欠損を発生させないために、市税等収納対策推進本部会議の場など職員間の意思統一を図った上で文書や電話による催告、または休日及び夜間の納税相談窓口の開設、更に預貯金や給与等財産調査などを実施し、場合によっては滞納処分を執行しております。

本市は、滞納繰越を発生させない取り組みとしましても、現年度の徴収を優先的にいき、収納率では全道でもトップクラスを維持してきておりますが、今後についても全ての滞納者に接触していくことが重要でありまして、担税力があるにもかかわらず時効を迎え欠損をさせることのないよう、今後とも適正な徴収業務を遂行してまいります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 歳入の繰越金についてお伺いします。

決算書の140ページに一般会計の繰り越しについて表がございます。一番表の下に実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額というふうに書いてありまして、黒字になった分の約2分の1が繰り入れされているわけですが、この地方自治法の第233条というのは、決算にかかわる条文なんですけれども、233条の2、各会計年度において決算上、剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるというふうな条文です。あと、同様の条文が地方財政法の7条にも、より詳しい形でございます。

それで、これの解釈についてですけども、ちょっと今私が読んだ条文についての解釈をお

願いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、今委員のほうからお話がありました地方自治法、それから地方財政法とのその部分の法解釈についてなんですけれども、まず地方財政法におきましては、決算の剰余金が発生した場合、2分の1を下らない額を積み立てるか、もしくは地方債の繰上償還ですとか、そういった部分に充てるか、剰余金の処分の仕方を制限した条文となっております。

それに対しまして地方自治法につきましては、地方財政法に基づく処分の方法を定めたものでございまして、その方法については今お話のありました予算をもって歳入に編入するという方法、それと条例の定めるところ、または議会の議決によって予算化しないで基金に編入することができるということを定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 解釈については了解しました。

それで、この地方自治法と地方財政法のこの条文、一般会計だけではなく特別会計にも適用されるということで、まずよろしいですか。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） そのとおりでございます。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで今回、特別会計を見てみると、黒字が出たのは国民健康保険の会計、それから介護保険事業の特別会計、2つの特別会計で黒字が出ていますが、その繰り越しについて説明をいただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、国民健康保険事業特別会計におきましては、決算剰余金が約1億1,200万円生じたところでございます。そして、その全額につきまして国民健康保険支払準備基金のほうに積み立てを行ったものでございます。

次に、介護保険特別会計については、決算剰余金が約8,200万円生じたところでございます。そのうち国や道の返還金ですとか、また保険料の返還金、こういった部分がこのうち約3,300万円ございまして、こちらについては会計の中で繰り越しを行い、残りの約4,900万円につきましては、割合にして約6割ということになるんですけれども、その部分については介護保険給付費準備基金のほうに積み立てを行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、国保については、これは第2回定例会での議決もあるわけで、説明は

いいと思うんですが、介護保険のほう、これは約8,200万円の黒字が出て3,200万円を国などへ返還したと。これ返還というか差し戻しみたいな感じですよ。

それで、こういうふうに差し戻しが生じたり、あるいは年度間調整が必要な特別会計があるということ、私の考えでは、実はこの地方自治法や地方財政法をつくった時点では想定していなかったのではないかとこのように私は思っているんですよ。

それで、果たしてこれを想定していなかったのか、あるいはこういうようなちょっと特殊な対応をしなければならぬ特別会計が出ることを想定して、この条例だとか、あるいは議会の議決という幅を持たせた法律の条文になっているのだから、どちらなんですかね。想定していなかったか、それともそういう場合があるときは議会議決、あるいは条例をつくってこれという法律だという解釈でいいですか。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

地方財政法の趣旨というのは、基本的に当該年度だけではなく、翌年以降の財政状況ですとかそういったものを考慮して、健全な財政運営を行うという前提に立っております。

ただ、年度間における財源の調整ですとか、そういった部分を考慮しなければならないということになっておりまして、特に経済情勢が著しく変動した場合だとか、災害などに備えて積み立てをなさよということなものですから、例えば今話に出ました介護保険の特会のように、国や北海道などから負担金の返還金ですとか、あと、あるいは一度お預かりした保険料を何かしらの理由で返還しなければならない、更に、この介護保険制度というのが3カ年の事業計画に基づいて、その3カ年の中で介護保険料をもって運営するという仕組みになっているものですから、そういった部分でいえば、一時的にお預かりしている金額でございまして、そのあらかじめ使い方が決まっている特定の財源という考えであります。

そういった部分については、もともとこの法の趣旨としましては、決算の剰余金として、そもそも含まれないという考えでございまして、この部分は法令上もともと想定しているというふうに考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、お話ししたことを要約すると、結局この決算書では実質収支額に黒字として上がっているけれども、剰余金ではないんだという、その特別会計の性質上、いわゆるこの法律の条文で言っている剰余金には当たらないんだということですか。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

これは特会だけではなく、一般会計もそうなんですが、あらかじめ特定の使途が決まっている場合については決算剰余金には当てはまらないという考えであります。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっと念を押しますけれども、今おっしゃられたことは法律の拡大解釈には当たらないという認識でもよろしいですか。

○委員長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠委員御指摘のいわゆる剰余金の取り扱いということで今議論がされているというふうに認識しておりますが、例えば介護保険会計の場合は社会保険制度の一つです。ですから、介護給付をどう賄うのかという意味では、半分は保険料、例えば8分の1は市がみますと決まっています。ですから、精算で結果的に予定より少ない介護利用で済めば、それは返します。ですから、もうそれはきちんと精算されますが、保険料は毎年それを調整するわけにいきませんので、そうすると3年間傾向を立てて、それを賄えるであろう保険料を設定します。

ですから、例えば年齢層が上がってきて介護リスクが高くなると、結果的に年次ごとにだんだん介護給付の割合が高くなるということがありますので、一般的に3年間のうちに最初は黒字だけれども、3年目がちょっと赤字でそれを結果的に賄うという、そういう設計がされております。ですから、保険料も結果的にある年は余るということも出てくるわけではありますが、介護保険の考え方とすると、それは準備基金に積めと。しかも特定財源ですから全額。剰余金の半分云々ではなくて、もうこれは全て介護事業以外では使えないという仕組みになっております。

そういう意味では制度的に、まず一般会計からの剰余金があるうち、健全化のために半分は貯金か借金返済に充てるという以上に、もうほかには使わせないという制度でありますので、想定しているといえますか、それ以上の運営が介護保険の場合は法律上、設計されているという理解で考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

第1項総務管理費について御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから、成果報告書の13ページになるかと思えます。財産管理費の普通財産環境整備事業について、お聞きしたいと思います。

これは決算額で383万1,000円というふうになっておりますけれども、この事業についての内容、またこの財源について、まずは御説明いただきたいと思えます。加えて、この項目については27年度の決算額が2,464万5,000円ということで、今回は380万円ということで大きく開きがあるわけでありましてけれども、それについて、この下がった要因もあわせてお知らせいただきたいと思えます。

○委員長（井上久嗣君） 樫木財政課主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えします。

まず、平成28年度の普通財産環境整備事業の内訳ですけれども、士別中学校の旧教員住宅の解体、これが308万9,000円。それから、旧つくも用地側溝整備が74万2,000円、決算額383万1,000円となっております。この財源ですが、過疎対策事業債、いわゆる過疎債のソフト分300万円を、これは旧教員住宅解体事業に対してその財源として充てております。

次に、前年度の普通財産環境整備事業との決算額の差額についてですけれども、今年度下がった要因としましては、普通財産解体事業について、今年度は普通財産の解体以外に、橋梁整備補助事業において平成27年の大雨で被害を受けました於鬼頭橋の解体撤去をすることになりまして、その事業費が約1億円見込まれたところです。起債の活用ですとか、事業費の平準化などを考慮しまして、普通財産の解体については旧教員住宅の解体のみとしたことから、事業費が下がっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。ありがとうございます。

そのほかこの決算状況を見てみますと、解体事業もあと28年度ではあったかと思うんですけれども、ほかにどのようなものがあったのかお知らせいただきたいなと思います。

○委員長（井上久嗣君） 榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） これ以外に行った解体事業ですけれども、まず、上士別小学校改築事業において旧上士別小学校の解体を行っています。また、上士別中学校改築事業において旧上士別中学校の解体、それから先ほども申し上げましたが、橋梁整備補助事業において於鬼頭橋の解体撤去を行っています。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、先ほどの話に若干戻りますけれども、先ほどから出てきたその財源、過疎債ソフトということでお話ありましたけれども、これについてももう少し詳しく教えていただきたいと思うんですけれども、何か発行額の限度ですとか、いろいろあるかとお聞きしましたけれども、その辺について説明いただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えします。

過疎債のソフト分についてですけれども、この起債については、過疎計画に基づいて実施します過疎地域の自立促進に資する事業について広く対象とする起債でございまして、公共施設の単なる解体については、従前は起債の対象にならなかったわけですけれども、環境整備としてこの過疎計画に位置づけることで、この過疎債ソフト分の対象とすることができます。

この過疎債については、元利償還金の70%が交付税措置されることから、財政的にも非常に有利な起債と言えますが、先ほど委員からも少しお話があったとおり、前年度の基準財政需要

額と財政力指数をもとに発行限度額が決められます。そのため際限なく使うことができるわけではなくて、上限が決められた範囲内で執行していく、借りることになります。

公共施設の解体については平成26年度に過疎計画に位置づけまして、平成27年度から普通財産解体の財源として活用しているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） これから学校統廃合等によって解体もしなければならない校舎等も出てくる中、そういう中で財源はどうするんだということで確認しているわけでありましてけれども、また今後の解体計画というんですか、そのような計画はどのような感じで出てくるのか、若干でありますけれども、今の段階でお知らせいただきたいなと思います。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

昨年度、策定いたしました公共施設マネジメント計画に基づいて、現在策定をしておりますまちづくり総合計画の中の実施計画の中で、今後施設の最適化を図る中で示していくという形で想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 非常に簡潔に答えていただいたんですが、この公共施設マネジメント基本計画ということで、これは今まででも何回か説明があったんですけども、最終的に延べ床面積を20%削減する目標なんですよということでありましてけれども、このことについても今からこの財源、解体費の財源についてどのような考えなのか、どういうふうに、きちんと担保されるのかということちょっと今の段階で確認したいと思うんですけども、コメントいただけますか。

○委員長（井上久嗣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

これから解体がいろいろなケースで出てくる形にはなるんですけども、その解体の方法といたしましては、実際、公共施設マネジメント計画に基づく延べ床面積の20%削減という部分について言えば、先日、一般質問の中でも答弁させていただいておりますが、今年度から37年度までの想定しているまちづくり総合計画の第1期の中で、まずは8%の面積削減を目標としているところでございまして、その削減の方法としては、解体のほか複合化ですとか、更新時における規模の縮小なども含めた中で想定をしているところでございます。

そういった場合に、その財源については、大規模改修ですとか改築などによって解体等を行う場合については、その対象となる建設事業債を活用して財源を確保していく考えでございまして、逆に今年度実施いたしました旧教職員住宅のような普通財産などにおいては、今後、当然更新の見込みのない解体費用ということになりますので、こういった部分につきましては、

先ほど御説明させていただいています過疎債のソフト分を活用し、実施していく考えでございます。

以上でございます。

○委員長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 普通財産の解体に関する財源につきましては、谷委員から御指摘ありましたとおり、今後25年間の公共施設マネジメント基本計画の中で計画的に解体していくこととなります。

例えば、先ほど財政課長から御答弁申し上げましたとおり、過疎ソフトについても有利な財源で使っていきたいですが、この法律自体も時限立法ですから。平成32年まで。これまでの計画から見ると、また新たな継続的な制度はできるとは思いますが、過疎ソフトが残るのかどうか、これはもう現段階ではわかりません。

そういうことでいきますと、私どもが今考えておりますのは、向こう25年間で240億円足りない。そのためには施設を効率的に運営していく、再編していかなければならないというのが前提にあって、その財源は個別にその施設に何を充てるまではいきませんが、今我々が考えている収支見通しの中で賄えるであろう、それで20%というのを割り出したわけです。

ですから、長期的に見ると、解体もしていくことによって経費を抑えて、財政運営が健全にできるであろうための計画であります。具体的には、例えば向こう8年間については我々が今考えている個別の施設が、総合計画の実行計画などでお示ししますので、そこで具体的に何年にどの施設をどの財源でということが出てきますが、それ以降についてははっきり言ってわからないところもございますが、それも含めて全体的に長い目で見ると賄えるという考え方で計画を策定しているところであります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 今総務部長が言っておられたことに尽きるのではないかなと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、この公共施設マネジメント基本計画、今後25年間で公共施設の維持と建てかえなどに必要な費用の不足分が240億円、それを何ほかこの公共施設を今後20%削減することによって圧縮していくという計画になるのでしょうかから、粛々と進めていただきたいなと思います。

それで、一般の考えでは、一般の個人や企業、民間企業であれば、こういった建物の取り壊しというのは、自分の蓄え、自己資金の中で建物を取り壊すという形になるかと思うんですけども、公共施設についてはその考えというのは当てはまらないというところではありますけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、後の世代の負の遺産、負債にならないように粛々とこの計画を進めていただきたいことを望みまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、総務管理費の中のコミュニティセンター整備事業費についてお

伺いたいと思います。

まず、初めに、本事業の目的と事業費の補助の内容について伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋環境生活課主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

この事業は、土別市コミュニティセンター整備事業条例に基づきましてコミュニティ活動の拠点となる自治会館の整備による活動拡大を主な柱としまして、自治会館の新築、改築、増築、トイレの水洗化に要する費用の一部を補助してきたものであり、平成28年度からは、近年の急速な高齢化や自治会館の老朽化など、その時代のニーズに合った事業となるようバリアフリー化や屋根、外壁等の大規模な補修も補助対象に加えるとともに、建築資材や労務費の急激な上昇により実勢に即した補助基準単価となるよう改正を行ったものであります。

本事業における補助内容といたしましては、工事費総額を補助金算定の基礎とし、50平方メートルを超える新築または改築は3,750万円、100万円を超える増築または改修について、増築650万円、改修250万円をそれぞれ限度とし、工事費総額に5分の2を乗じた金額を補助しております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 大変今のニーズに合った事業ということで、本当にたくさんの方が利用していると思いますけれども、次に、平成28年度の事業費を活用し、自治会館の建築、改修がどのように行われたのか、また事業費補助額とあわせて説明を求めます。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

平成28年度は、バリアフリー化1件ほか、外壁及び屋根の塗装などの改修5件に対し計403万9,000円の補助を行ったほか、別の土地への新築1件に対し930万9,000円の補助を行い、補助額合計としては1,334万8,000円であります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） たくさん自治会の御利用があったということなんですけれども、次に、今まで自治会への案内を含めて事業の活用希望の聞き取りなど、本事業は今後どのような流れで進めるのか伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

各自治会に対しましては、予算編成時期となる11月ごろに本事業の案内を行うとともに、翌年度における自治会館改修等の事業計画の把握を行っており、平成29年度においても屋根及び外壁の塗装等の改修1件に対し100万円の補助を行ったところであります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今後も希望が多くなるとは思いますけれども、このコミュニティセンターの整備事業は、本当に今のニーズに合っていると思うんですよ。今後とも自治会といろいろ協議した中で進めていただきたいと思います。

最後にですけれども、人口減少により自治会の今も合併が進んでいますが、その中で今既存の自治会館の取り壊しが行われている中でありますが、先ほどお伺いしたとおり、現在の事業では既存の自治会館の取り壊しなどは、今そういう補助対象にはなっておりませんが、そこで自治会再編の推進の視点から、例えば取り壊し後の産業廃棄物処分の費用を一部補助してはどうなのか、今後合併推進に当たって結構ニーズもあると思うんですよ。そういう考えをちょっと市の考えとしてお伺いしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 千葉市民部次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） 村上委員のお話のように、自治会の統合再編、これが今後進められていくという形になった場合、複数の自治会館を保有するというような場合が想定されます。そのときに複数の維持がなかなか困難だといった場合には、やはり解体、除却という場合が出てくるのかなというふうに考えております。

ただ、建物の取り壊しにかかわります部分につきましては、廃棄物処理法、それから建築リサイクル法、いわゆる解体を解体業者が行うのか、それとも自己施工で行うのかという部分の中では、取り扱いがいろいろなパターンが出てきます。

この解体にかかわる助成補助につきましては、どのようなパターンで、どのような部分が効果的なのか、これは自治会活動補助金のほうにも合併に関する助成がございますので、その辺も含めまして、今後の課題として調査、研究させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、総務管理費の男女共同参画社会推進事業について、何点かお伺いしたいと思います。

この件については、既に御承知のとおり、世界的に見ると、我が国のいわゆる女性の社会進出が相当おくられているということになっております。

そこで、本市では第2期の土別市男女共同参画行動計画、これは29年度が最終年度で5年間の計画を立てて、その基本目標に沿ってそれぞれ幅広い分野で施策を進めているということがあります。

そこで、28年度の取り組みの内容、経過についてお伺いしますが、まず相談体制を充実させたということになってはいますが、この相談体制の内容と、それから、それぞれ各部門の連携が必要だというふうに思いますけれども、いわゆる情報共有の仕組みについて、まず伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

配偶者やパートナーからの暴力に対する相談体制についてでありますけれども、庁内においてDV等暴力被害者支援連絡会議を設置し、庁内関係部署で相互に連携をして被害者に対する支援を行っているところであります。ここの連絡会議において情報の共有も図っているところでもあります。相談の性質上、緊急性を要するものや人命にかかわる場合も考えられるため、慎重かつ迅速な対応が求められることから、警察それから振興局とも連携を図り対応をしているところであります。

また、充実といった部分については、担当職員が知識やスキルの向上のため研修を受けているほか、広報や公共施設、保育所などに相談窓口のリーフレットを設置して、悩みを抱えている女性が一人でも多く解決につながるよう相談できる場所があることを知ってもらうことの周知に努めているところであります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、28年度でいわゆる相談件数と、内容については微妙なんですけれども、差し支えない範囲で内容も含めてお伺いしたいと思います。

○委員（谷 守君） 坂本企画課主幹。

○企画課主幹（坂本洋紅君） お答えをいたします。

28年度の相談件数になりますけれども、DVにつきましては1件、また家庭内暴力については1件となっております。

相談内容につきましては、暴力を受けた被害者や被害者家族から身体的暴力、また精神的暴力などの被害についての相談を受けているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、以前にも一般質問で取り上げた経過がありますけれども、市民の意識を今どう捉えているのか、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

28年度において意識調査は実施していないことから、今年度第3期の行動計画の策定にかかわって市民アンケートを実施しておりますので、その回答結果について一部答弁させていただきます。

男女平等の意識については、アンケートの設問で「男は仕事、女は家庭を中心としたほうがよい」という設問に対して、「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の回答が全体では半数を超えています。これは5年前の前回調査と比較すると、それほど大きな違いは見られないといった傾向にあります。また、男性も女性も年代が低くなるにしたがって、さらにその傾向は強くなっているといったことです。

その背景には、近年共働き世帯が増えたことにより、ワーク・ライフ・バランスの意識が高まって、男女が協力して生活すべきという意識が高まっていることがアンケートの結果から推察され、その割合も男女とも年代が低くなるにつれて高くなっているという状況にあります。

男女共同参画への意識については、5年前と総じて変わらないといったような結果になっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで最後になるんですが、先ほど言った行動計画、今年度で終了するわけですが、もちろんこの検証と、それから次期計画の考え方、それからこの行動計画に取り組む上で今現在課題として何があるのか、最後にお伺いします。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 次期行動計画の考え方についてでありますけれども、第2期、現在の計画の目標として、男女平等と人権尊重の意識づくり、自立を支援する環境づくり、それと男女共同参画の社会づくり、この3つを基本目標に第2期計画では取り組んできました。第3期計画についても、これらの目標についてはそのまま引き継ぐといったような考えで、今策定作業を進めているところであります。

課題についてでありますけれども、先ほどアンケート結果からも5年前と総じて意識が変わらないといったような結果が出ています。更に啓発を中心に市民の意識が醸成されるような取り組みが必要ではないかというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

地域おこし協力隊活用事業については、これは28年度の実績、全国の数値を調べてみましたけれども、もし違えば指摘してください。

隊員数は3,978人ということであります。関係自治体886自治体ということで、この任期満了の時点の全国の計、任期満了の起業あるいは就業を含めて約60%が定住をしておるといった結果だということふうに出ていました。

それで、本市の28年度の隊員の定住、定着に向けた取り組み、例えば地域との交流機会を進めるとか、あるいは求人や支援制度などの情報提供をしたとか、あるいは定住に向けたサポート体制など考えられますけれども、これらを含めて定住の取り組みとあわせて、聞くまでもないですが、定住の結果についてお伺いします。

○委員長（井上久嗣君） 久光農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

まず、本市の地域おこし協力隊でございますが、平成28年度につきましてはめん羊の振興に関する隊員ということで2名、また平成29年度からは、新たにめん羊の飼養の隊員を2名任用

いたしまして、現在合計4名のめん羊振興の隊員が在籍しているところでございます。

その中で、委員からお話のありました定住・定着に向けた取り組みの内容でございます。現在、めん羊の飼育研修や研修会等の参加によるめん羊の飼育技術の習得、更にはめん羊と耕種との複合経営を目指しました畑作物等の実践栽培、また食肉加工技術の研修などに取り組んできているところでございます。また、今年度からは家畜を飼育する上での生産者の思いや努力、これを学ぶために肉用牛など他の畜種での研修も実施しているところでございます。

この取り組みの結果といたしましては、これらの協力隊がそれぞれ取り組むことによりまして、めん羊飼育技術の向上、確保、また市内で生活し、更には市内のさまざまなイベントの中で参加を通じた中での市民との交流の輪が広がるなどの成果があったというふうに考えてございます。

現在の各協力隊員の任期終了は来年度以降ということになりますけれども、現在の協力隊員はそれぞれめん羊生産者として独立して定住したいですとか、更にはめん羊飼育以外での広い視点での職種を見据えて定住したいですとか、それぞれ各隊員によってさまざまな目標、意向があるところでございます。この隊員の目標や思いが達成できるよう、今後も最善を尽くしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 可能性があるということで理解していいかと思いますが、この地域おこし協力隊活用事業というのは、総務省が平成21年に取り組みを始めているというふうに思いますけれども、問題は活動終了後の定住・定着に向けて、これを目指すという目的もこの事業にあるというふうに思います。

それで、可能性もあるというふうに今お伺いしましたけれども、今まで定住あるいは定着、いなかったということなんですけれども、この要因というのは、非常に難しいと思うのですが、捉え方としてどう捉えているのか、最後にお伺いしたい。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

お話のとおり、これまで定住に結びついた隊員はいないといったような状況であります。私ども、これまでも隊員と面談を行う中でそれぞれの隊員に合ったような支援を行ってまいりましたけれども、なかなか定住には結びつかなかったといったような結果になっています。

今後は、これまでと同様に定期的な面談を行う中で、協力隊の意向や悩みなんかも聞きながら、定住に向けた取り組みに努めていきたいというふうに思っていますし、隊員もみずから独立を目指す隊員ですとか、関連企業に就職を目指す隊員、それぞれでございますので、それぞれの隊員にマッチングした形で支援に努めていきたいというふうに思っています。

これまで以上の支援を行っていかないと、定住には結びついていかないとといったような認識でいるところです。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私から士別市CM作成事業ということで、これは28年度新規事業で行ったわけでありまして、予算委員会の際にも質問させていただきましたので、そういった意味からも総括等々含めて見解をお聞きさせていただきたいと思います。

まず改めてになりますけれども、このCM作成事業、事業の趣旨と、あと収支の関係も一緒に御説明お願いいたします。

○委員長（井上久嗣君） 千葉秘書広報課主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

市をPRするに当たり、これまでも本市を紹介するPRビデオなどを作成し、ホームページやフェイスブックなどで公開しておりましたが、上映時間が10分以上となるなど比較的長めの映像になりました。そのため短い時間のCMとして映像を作成することにより、印象に残ってより多くの方に見ていただけるというようなものを事業として計画したものであります。本CMをきっかけに市の特徴を知ってもらい、興味を持ってもらうことにつなげたいというふうを考えました。

また、動画制作に当たっては、CMの脚本や撮影の指導を士別のふるさと大使である水戸英樹氏に依頼し、脚本作成や撮影を士別翔雲高校に御協力をいただきまして制作しました。特に翔雲高校生については、授業として取り組んでいただいたということにより市のまちづくりやまちの個性などを学習することになりまして、広く士別市を学習する機会となりまして、愛郷心を養うことも目的となりました。あわせて行政のみで制作する場合よりも、若い感性で映像をつくられたことから話題性を増すことを期待したものであります。

続きまして、予算、決算ということで、予算額は73万というふうになっておりまして、その決算としての内訳なんですけど、謝礼と旅費で62万8,000円、その他の映像作成等にかかわった消耗品等で9万7,000円で合計72万5,000円となります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 数年前からこの特に自治体に関してのPRCM事業というのが全国各地で行われておりまして、今このインターネットを使って、SNSとかを使いましてPRする自治体が多いということで、予算委員会の際にも、実際つくることがもちろん大切なことですが、実際つくったものをどのように活用していくか、どのような方に見せていくか、ターゲットも含めてですけども、そういった活用が物すごく大事だと思っているんです。

予算委員会の際にも、数あるPR動画の中で埋もれてしまわないように、どのように活用されるんですかということも質問させていただいたんですけども、実際にどのように活用してきたかという部分と、あと、今回7本、短いのとちょっと長めなのを入れて7本つくったと思うんですけども、再生回数等々含めて把握はされているのでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 千葉主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

昨年10月20日に完成試写会として文化センターのほうで完成試写会を行いました。その後、公開後については、市のホームページやフェイスブック、ユーチューブで配信し、市内外にPRをしました。その後、依頼がありまして、九十九大学生の方々にDVDを配布したこともありますし、翔雲高校の見学旅行で東京において土別のPRということでDVDをパソコンをもって放映をしております。

そのほかに、各種事業でも行っておりますが、札幌の地下街ポールタウンの大型ビジョンでも今年CMのほうを放送しましたし、今回このような議会中継時の休憩の際にも、このCMを放映しているところです。

再生回数につきましては、フェイスブックとユーチューブ、両方合わせてこの7本のCMの分で、合計で約2万1,000回再生していきまして、最も多いものでは約5,000回の再生回数となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

もちろんインターネット上で配信しただけではなくて、例えば今お話があったような札幌ポールタウンとかで地下街のほうですか、再生したということなんですけれども、実際今回つくられた7本のうち、先ほども少しお話ししたんですけれども、ターゲット設定という部分で予算委員会のときにお話があったと思うんですね。

例えば土別で取り組んでいる子育て、健康長寿とか、農業、スポーツ合宿、そして観光、定住等々つくる前の段階ではそういうものを想定してつくっているということだったんですけれども、今回そのつくった7本はどのようにターゲットを絞って、どのような意図でつくったのかということをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 岡崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（岡崎忠幸君） お答えいたします。

当初、この事業を始めるに当たりまして、今委員お話あったとおり、ある程度ターゲットを絞って、例えば土別市への就農ですとか移住ですとか、そういったものを求めている方にターゲットを絞りまして、まちの個性ですとか、土別市で行っているまちづくり、そういったものをテーマにCMを撮影しようということで事業を始めたところです。

そういったことで翔雲高校、それから水戸氏のほうに相談をしたわけなんですけれども、相談していく中で、やはりターゲットを絞るということも大事だとは思いますが、まずは土別市が日本のどこにあるのか、北海道のどこにあるのかということを知らない方が多いという話になりまして、今回7本ある中で、特にターゲットを絞ってつくったものはない状況です。

ただし、高校生の自由な発想ということでインパクトのあるCMを私どもも求めてお願いしたところなんですけれども、ただインパクトがあるというCMではなくて、そのCMの中に公共施

設ですとか観光スポット、イベント、まちづくりに関係するようなことを組み入れながら士別らしい映像を目指して、今回制作したところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 7本あるうち、当然ここにいる方も見ている方が多いかと思うんですけども、非常にユニークな作品があったりとか、市外に発信するためのPRCMではありますけれども、市内の方が見ても楽しめるといった部分もあったのかなと思うんですけども、今後、今お話のあったように日本のどこにあるのかという部分から始まりましたけれども、今後、士別市を更に各種施策に向けて、定住とかも含めた施策に向けてPRしていくためには、28年度にあったこのCM作成事業が1回でいいのか、もしくは、もう29年度の予算は執行されていますけれども、例えば隔年ごとにやるとか、先ほど答弁であったように翔雲高校の生徒も地元のことを勉強しながら作成できたということもありますので、そういったことを考えながら、28年度単体で終わるのではなくて、今後に向けてこういったものを継続してやるということも一方ではそのPRの手法の一つになるのではないかと思うんですけども、現段階でどのようにお考えか最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 岡崎課長。

○秘書広報課長（岡崎忠幸君） お答えいたします。

本事業の総括と今後の方針といったような御質問だと思います。

本事業の総括につきましては、先ほど千葉のほうから申し上げたとおり、翔雲高校の協力もいただいて実施したということもありまして、授業の中でまちづくりについて取り組んでいただいたということもありますし、実際撮影に当たっては観光スポットですとか、公共施設もめぐりながら撮影したということもありまして、愛郷心の醸成につながったのではないかなと感じております。

一方で、今回、映画監督、士別ふるさと大使であります水戸英樹氏にも協力いただきまして、28年度当初から約半年間かかわっていただきました。水戸氏につきましては士別市出身ということもありますけれども、士別の自然豊かな環境ですとか、美しさということを改めて再認識していただきましたので、今後のふるさと大使の活動ですとか、本業であります映画監督としての活動に活かしていただけるのではないかなと思っております。

また、CMによっては多くの市民の方に登場していただきました。公開前にそういった多くの市民の方に登場していただいたということで、今市がこういった取り組みをしているということを知っていただいたということもありますし、完成を楽しみにしているという声もいただきましたので、個々の盛り上がりもあったのかなと思っています。

それと、映画監督の水戸氏の撮影手法ですとか、撮影技術といったものも、私ども秘書広報課の職員、間近で見ることができましたので、私どもの職員のスキルアップにもつながったのではないかなと思っております。

CM公開に当たっては、事前の周知も含めまして予告編の動画をつくったりですとか、そういったことで周知に努めましたし、このCMの効果については、ちょっと目に見える効果というものが、なかなか判断難しいのかなと思っております。先ほど申しあげました2万1,000回というトータルの再生回数だけ見ますと、多いのか少ないのかというのが、ほかの自治体と比べてはいませんので、多い少ないの判断は難しいところはありますけれども、公開から1年たった今でも視聴回数が伸びている状況にあります。こういったことを踏まえまして、一定程度の効果はあったのかなと私どもは総括をしています。

そこで、今後の方針ということでありまして、こういった事業で一定の効果があるということをお私どもも認識いたしました。ただ、今回は半年で公開まで至ったんですけれども、それなりの日数が、月日がかかるといってもありまして、この事業も一定の効果があるということで大事だとは思いますが、今私どもが所有しているドローンを使って、フェイスブックでいろいろな映像を四季折々のタイムリーな映像ということで流しております。そちらも一定程度反響があるということで、PRという部分、意味も含めましてそういった手法もPRの手法の一つではないかなということをお考えております。

時間と経費をかけてつくるのか、タイムリーに情報を流すのかという判断もあるかと思っておりますけれども、現段階ではそういったドローンを活用した映像等で土別市をPRできたらなということをお考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

実際にこれまで28年度にやったスタイルがいいのか悪いのかはまたいろいろありますので、今後もそのPRできるという発信媒体を新たに模索しながらやっていただきたいと思うのと、あと現在、このつくっている7本に関しましても、例えば市のホームページでいうと、動画をつくりましたという形で載ってはいますけれども、例えば定住にかかわる部分だったら、定住にかかわるページに載せるとか、もうちょっと工夫もまだ可能かなと思っておりますので、更にこの28年度にやった事業を有効に使っていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○委員長（井上久嗣君） まだ総務費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 11時48分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○委員長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

総務管理費について御発言ございませんか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 総務費のまちづくり推進事業ふるさと大使意見交換交流事業について質問させていただきます。

今年も私、ふるさと大使交流意見交換会のほうにも参加させていただきました。私が議員になってから毎回やっているような気がするんですけども、毎年、東京土別ゆかりの会の前日にふるさと大使との交流会を開催していますが、いつからどのような経緯で始められたのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 玉田秘書広報課主査。

○秘書広報課主査（玉田 悟君） お答えします。

ふるさと大使との意見交換会は平成23年から実施をしております、首都圏を中心にお住まいのふるさと大使の方々が一堂に会する中で、本市のまちづくりに対するさまざまな幅広い御意見ですとか御提言を直接伺うとともに、ふだんは顔を合わせることが少ないふるさと大使の皆様との交流を深めていただく機会として行っております。今年で7回目になります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

昨年も参加させていただいたんですけども、昨年、ふるさと大使の意見交換会にテーマが設けられていたんですよ。短期・長期2地域移住についてというテーマでふるさと大使の皆さんに御意見や御提言をいただいていたんですけど、毎回テーマを決めて御意見等をいただいているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 玉田主査。

○秘書広報課主査（玉田 悟君） お答えします。

テーマを決めて御意見などをいただいたのは、27年の地方創生に関する部分と昨年の移住2地域居住の2回だけです。そのほかの年はテーマを決めずに、観光ですとか合宿、それから農業に関する事など自由に発言をいただいているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 昨年、ふるさと大使の方から一部言われたんですけども、テーマを決めてやるのであれば、前もって案内のときに、こういうテーマでお話いただきたいと思いますという形で案内しておけば、大使の皆さんも準備してこられる方もいるでしょうし、提言の内容ももっと深く提言していただけるのかなと思いますので、できれば、テーマを決めるのであれば、その前に案内するときにでもこういうテーマでやりたいと思いますという形の案内をしたらいいと思うんですよ。

大使の皆さんは立派な方ばかりなので、急に振られても、私、去年参加して、やっぱり皆さん立派な御提言、御意見を聞かせていただきましたけれども、心の準備というものもありますので、できれば早目にお知らせすべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 玉田主査。

○秘書広報課主査（玉田 悟君） お答えします。

平成27年の地方創生の部分に関しましては事前にお伝えをしていたところですが、昨年の移住2地域居住の部分に関しましては、お知らせが開催直前というふうになってしまっていて、大使の皆さんもなかなかテーマに沿った意見を出しにくかったのかなというふうに反省をしているところです。

また、テーマを決めてしまいますと、大使自身が携わったことのない分野に関しては意見を出しづらくしてしまうですとか、そういった部分でいただく御意見の幅が狭まってしまうということも考えられますので、本年からまた再度、テーマを決めずに自由に発言をしていただくことといたしました。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

テーマは地方創生と昨年の移住についてということなんで、今年あたりもテーマ決めないでやって、やっぱり幅広い御提言あたりは出てきたかなと思いますし、今後もテーマを決めるなら決めるで構わないと思うんですけども、それにとらわれないで自由に発言というか提言や意見してもらえばいいかなと思います。

それで、今までこういう意見や御提言をいただいて、それを士別のまちづくりや何かに、事業に反映された事業などがあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 岡崎課長。

○秘書広報課長（岡崎忠幸君） お答えいたします。

これまで大使の皆様から御意見をいただいた中で事業等に反映したものとしましては、28年度行いましたPRCM作成事業につきましても大使の御意見を参考にしながら事業を計画したものでございますし、そのほかスポーツ施設の改修に当たりますとも、大使からいただいた意見を参考にしながら施設の改修に当たっているところです。

また、ハーフマラソンの会場レイアウトの変更等々、来場された方が使いやすいような会場レイアウトの変更等につきましても、大使からいただいた意見を参考にしながら変更をしているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） そうですね。今年も澤木先生等、ハーフマラソンについてお話いただいて、澤木先生にハーフマラソンのことについて大分ほめていただいて、やはり大使の皆さんも、そういう自分にかかわっている事業等に関心が強いんだなというのを感じたところです。

このふるさと大使の意見交換会なんですけれども、市長を初め市サイドと議員が参加しております。できれば、これからテーマを決めないということでありましたけれども、テーマを決

める、ハーフマラソンの陸連の関係の団体の方とか、大使とゆかりのある方、もしくはそういう話を聞いてやっぱり交流したほうがいいような方を逆にこういう事業に参加させて、もっと幅広いまちづくりをしていけばいいんじゃないかな。

私あたりは議員という立場で交流していろいろな話を聞いて大変参考になるんで、市民の方も、そういう団体に属している方とかは、こういう幅広い意見、また自分の関心にかかわる部分の意見などを御提言いただければ、もっとまちづくりに生かしていけるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 岡崎課長。

○秘書広報課長（岡崎忠幸君） お答えいたします。

本年から、またテーマを決めずに幅広く御意見をいただくということで実施しております。今後につきましてもテーマを決めずに実施していく予定としておりますので、そういった中でどの団体、どの個人ということの判断が難しいのかなと思っております。ですので、これまでの体制で参加していきたいという考えは持っております。

仮にテーマを決めて実施するといった場合には、27年、地方創生でテーマを決めてやった場合にはJ Aさんに参加していただいたといった経緯もありますので、そのテーマに沿った団体の参加を含めながら参加体制を考えていきたいと考えております。

交流事業への参加で大使との接点を持つということも考えられるんですけども、これまでふるさと大使の皆さんに本市にお越しいただいたときには、講演会ですとかそういったものを催していただいております、その中で市民の皆さんと交流を深めていただいているという場面もありますので、今後、大使の皆さんが本市にお越しいただいたときには、そういった事業を通じながら、各団体、それから市民の皆さんと接点を持っていただくといったような事業を考えていければなと思っております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私のほうから地域公共交通総合対策事業、いわゆる路線バスの問題について質問したいと思います。

まず、温根別線について取り上げます。

この温根別方面の路線バス、一応3系統に分かれます。温根別北線、南線、それから南中線というふうに3系統に分かれているわけですけども、この決算、路線バスの決算年度は10月から9月ということで市の会計年度と半年ずれるんですが、成果報告書によりますと赤字額は前年に比べたら圧縮されているということですね。ここら辺は、やはりおとし春に温根別中学校を閉校して、スクールバスという中学生なんかも乗るとい、士別中学校に行くのに独自のスクールバスをつくらずに、路線バスに相乗りさせるという形でスクールバスとしての運行もしているので、そのおかげもあって赤字が圧縮したという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 木村企画課主査。

○企画課主査（木村哲晃君） お答えいたします。

赤字の圧縮につきまして御質問がありました。一般乗客との混乗によります効果としまして、温根別のスクールバスを利用した一般乗客の過去2カ年の利用実績は、平成27年度で2,607人、運賃収入額は42万9,000円、平成28年度では利用者2,329人、運賃収入額は32万7,000円となっております。この収益は士別軌道に委託しております温根別南線の運送収入として計上されていますことから委託料の縮減となり、赤字の圧縮とつながっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 運賃収入は残念ながら増えていないというか、若干減りぎみということなんですけれども、これは、今お話になったことでいくと、スクールバスとしての何かほかのお財布というんですか、ほかの財源から、教育費のほうから出ているとかいうことではないんですか。

○委員長（井上久嗣君） 木村主査。

○企画課主査（木村哲晃君） お答えいたします。

委託料が減少している主な要因としまして、平成27年度から南線のスクールバス化に伴いまして委託路線の便数が7便から4便へと減少しております。この便数の減少分につきましては、教育委員会での支出となっていることから委託料が縮減しているところでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） よくわかりました。

それで、今後も学校についてはまた減ってくるということで、こういうふうに路線バスをなるべくスクールバスとしての利用も考えていってほしいとは思いますが、その辺、特に今のところ、例えば中士別小学校なくなった後にこうするとかという腹案はありますか。特にないですか。

○委員長（井上久嗣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

今のところ、スクールバスと一般の路線バスとの混乗といったような予定はありません。今後においては、地域の実情ですとか、そういったことを勘案しながら、教育委員会とも相談をして進めていきたいというふうに思っています。今現在はございません。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 温根別の場合は、西士別の中学生なんかも乗ってもらって士別中学校へ行っているということで、単に児童・生徒だけじゃなくて、一般の例えばおじいちゃん、おばあちゃんなんかも一緒に乗ることで生徒さんとお年寄りの会話も生まれる可能性があるというようにいいことだと思いますので、私としては、ぜひ路線バスの活用も考えていってほしいと思います。

次なんですけれども、道北バスについて取り上げたいと思います。

今年の2月に議会のほうに初めて話があったんですけれども、道北バス名寄旭川線、この維持に向けた自治体負担をするということで、成果報告書で、この名寄線の赤字額が1億119万5,000円ということです。補助金を案分して、6市町で案分して士別市は176万1,000円の負担をしているということですが、ちょっと簡単に、こうなった経緯を説明していただけますか。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

道北バスへの補助については、平成26年に国の補助基準が見直されたことに伴って、地域間幹線系統確保維持補助金の交付要綱が変更になったところであります。従来は路線バスと高速バス合わせた算定でございましたけれども、変更後については路線バスのみで算定するといったようなことから、赤字額が発生したといったことになっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 各6市町で、言うところ旭川市、比布町、和寒町、剣淵町、士別市、名寄市が均等割をした上で、あとはキロ数の案分で補助金額を出したと。そこまではいいと思うんですよ。実際、議会の中で、本会議の中で私も、この176万1,000円というのは、士別の人が1日に2人利用者が増えたら運賃収入で埋め合わせることができるぐらいの額だよということもお示ししたところですよ。

ちょっと話戻りますけれども、前、駅を再開発するというときに、士別駅を再開発するとき、道北バスの停留所が70から80メートル、その駅から離れていると。これはくっつけないのかという話をしたときに、実は理事者のほうからこういう答弁あったんですね。JRと競合しているんだと。JRとこの道北バスというのは競合しているんだから、簡単に士別駅のそばに、道北バスのバス停をもってくるということできないんだという答弁いただいたことが5年ほど前にあります。競合しているんだしたら、どうして道北バスにだけ補助金出すんだという話になりませんか。

やっぱり競合しているところに補助金出すのであれば、それはJRにも補助金出さなきゃならないんじゃないかという話になると思うんですけれども、ちょっと認識どうですか。

○委員長（井上久嗣君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 今、JRの関係の補助金という話をいただきました。今、道北バスには6自治体が沿線で協議をして地域の足を守るために必要だということで、赤字について補助をするという形で協議がまとまりました。一方、今問題になっていますJRの路線維持問題については、その走っている距離の長さも旭川から稚内までということで、関係する自治体も、そして沿線だけでなく、その近隣の自治体も入れますと相当数の数に上ります。

そういった中では、この宗谷本線の維持についてどうするかという部分をその宗谷本線の活性化推進協議会のほうで現在検討中でありまして、協議会の中では年度内に一定の結論を見出

したいというような形で今検討を進めているところでありますので、そちらの中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっと意地悪な聞き方だったかもしれませんが、バスとJRが競合ということじゃなくて、共存共栄という上に新しい見方で進めていただきたいと思います。

この補助金、道北バス、もちろん私は出すことに反対ではありませんけれども、こういうふうに補助でもって運行しているよということは、多くの市民がやっぱり知らないと思うんですよ。

士別軌道の循環バス等については、まなびとくらしのフェスティバルで、バスの本体1台、フェスティバルの会場に来て、そこから試乗会なんてやっていますけれども、道北バスについても市民の血税から出されているということで、もっと市民に対して告知していくべきだと思いますが、この点いかがですか。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

今現在、まなびとくらしのフェスティバルの中で、士別軌道さんの車両を中心に市民の方に紹介をさせていただいています。道北バスさんのほうと、そのようなことについて協議したことは今までございませんけれども、ただいまの御意見を踏まえて、道北バスさんと協議する中で、対応が可能な場合についてはまなびとくらしのフェスティバルなど、関連するイベントで市民の方に理解をしてもらうような取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

また、今年29年7月の広報の特集で、鉄道や路線バスについて取り上げました。特集について定期的に取り上げることは難しいかもしれませんが、中の記事ですとか、例えば今現在、私どものホームページでは小・中学生の運賃助成などについては掲載しておりませんが、路線マップ、路線図とか、そういったものも含めて今後取り上げる中で、市民の方に周知していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 鉄道の場合は、この場で私ほか同僚議員も取り上げていますので、士別駅に市役所の職員が出向いて実態調査をしたり、あと以前いただいた例で、下士別、多寄、瑞穂の駅をどのくらい利用しているかという調査もされているということなんですけれども、この道北バスについても、本当に例えば士別から旭川の国立医療センター、春光町にありますけれども、あそこに例えば通院されている方がいるとか、そういう実態調査もぜひ取り組んでいただきたいと思います、この際申し上げます。

市内バスの件については割愛します。

続きまして、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業について取り上げます。

この天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト、そのプロジェクトによって、この今私が持っている土別の水があるわけなんですけれども、このプロジェクトを始めてからの事業概要と事業にかかった費用をお知らせください。

○委員長（井上久嗣君） 萩田企画課主査。

○企画課主査（萩田貴彦君） お答えいたします。

天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについては、平成26年度から始まりました。それぞれ年度別の事業内容といたしまして、平成26年度につきましては、主な事業として岩尾内展望台安全柵の補修、それから天塩川の水ボトリング事業、天塩岳の登山コース整備事業を行ったところであります。決算額については287万6,000円となっております。

続きまして、平成27年度につきましては、天塩岳の標識、パンフレットの制作、天サイダーの開発事業、そして北海道山岳連盟の交流登山会士別大会への運営補助などを行ったところです。決算額については245万8,000円となっております。

続きまして、平成28年度については、主な事業として岩尾内湖白樺キャンプ場管理棟補修工事、それから天塩岳の山開きへの運営補助などを行ったところです。決算額については410万5,000円となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） いろいろな事業に取り組んでいるようで、それはいいと思うんですが、一貫性というものを考えた場合に、年度ごとに決算額が違うとか、事業の費用が違うというのは、これはやっぱり財源が不安定なんじゃないかというようにも見えるんですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（井上久嗣君） 坂本企画課主幹。

○企画課主幹（坂本洋紅君） お答えいたします。

本プロジェクトの目的としましては、地域の振興発展につなげることとしております。天塩岳、天塩川、岩尾内湖などの豊かな地域資源を生かして地域振興につなげることとしておりますが、天塩岳や岩尾内湖の環境整備、また水のボトリング、サイダーの特産品開発、つくも水郷公園の再整備など、そういった構成の中で総合計画に位置づけて計画的に実施をしているところでありますが、事業の財源につきましては、国や道の補助金のほか実施事業の性質に合わせ基金を充当しているため、財源が事業を計画する中において影響してくることはありません。

以上になります。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今ふるさと寄附金だとかありまして、27年度はふるさと寄附金などを使ったりとか、昨年度は公共施設整備基金だとか、その年によって、ちょっと充当する財源が違っ

てくるというのはそれはそれとして、やっぱりこのプロジェクトを何年もやってきたら経済効果を生まなきゃいけないというふうに思うんですね。

ここまでやってきて本当に定着させていくということであれば、私は総合計画とやっぱりリンクさせて4年ごとのプロジェクトというふうにしたらいんじゃないかと思うんですが、そういう考えはないですか。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

プロジェクト開始の26年度から、新規事業として現総合計画に位置づけて事業を推進してまいりました。次期のまちづくり総合計画においても、まちづくり総合計画にも位置づける中で経済効果につながるよう事業推進に努めてまいりたいというふうに思っています。

加えて、現在、市長のマニフェストとして取り扱われていますので、前期の実行計画の中で取り扱いを進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

つくづく思うにこの天塩岳・天塩川、午前中、朝日総合支所長のほうから天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについて説明もありましたけれども、朝日の占有物じゃないということですよ。やっぱり士別市全域、2万人の士別市民にとってのプロジェクトでありたいと、そこを考えたときに、まちづくり総合計画の中で今、地区別計画というのがありますよね。ざっと拝見したんですけれども、天塩川の支流についても地域の宝というふうに書かれているところがあるんですね。

例えば多寄地区の総合計画、地区別計画では、タヨロマ川、これが地区の宝物になっていますよね。やっぱり天塩川の場合、支流もすごくきれいで、温根別なら犬牛別川だとか、西士別はイパノマップ川だとか、上士別なら金川、銀川だとかというふうに、きれいな支流があるわけですよ。私なんか温根別で釣りする摺鉢川というきれいな川があるんですけれども、やっぱりこれは士別市民の宝であると同時に、本当に地区の宝だと思うんですよ。

だから、こういったものを天塩川の支流の魅力発信として総合計画の地区別計画の中にしっかり入れ込んでいくということ、先ほどの答弁から一段深く掘り下げたら、そういうふうな命題が導かれるんじゃないかと思いますが、そこをコメントいただけますか。

○委員長（井上久嗣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えをいたします。

今国忠委員おっしゃったとおり、地区別計画でも地域によっては支流の河川が宝物として掲載をされており、地域でも、その重要性は認識しているところだというふうに推察しています。

地区別計画については地域が主体的に取り組むソフト的な事業を掲載しておりまして、加えて行政と連携して取り組む事業も一部掲載をしているところでもありますけれども、支流につい

ては、地域から宝物を生かした取り組みの考えがまとまった段階で検討をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 第2項徴税費から第6項監査委員費までは、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第3款民生費の質疑に入ります。

第1項社会福祉費について御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから社会福祉費、障害者援護費についてお聞きしたいと思います。

成果報告書23ページになります。手話通訳者応用講座開催事業、これが新規事業というところでもありますので、お聞きいたします。

けさの冒頭の保健福祉部長も触れられておりましたけれども、この手話通訳者応用講座開催事業、予算規模は4万2,000円というふうに少額でありますけれども、まずは、この事業を開催するに至った経緯、背景などについて教えていただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 小山福祉課主査。

○福祉課主査（小山 光君） お答えいたします。

平成27年に手話通訳者の派遣を行う機会があり、本市の手話通訳登録者の方に手話通訳をお願いしたところ、専門用語が多く出てしまう案件であったため、うまく意思疎通が図られなかったことがありました。このことをきっかけとして、専門的な用語や手話表現ができるようになるための講座を実施できないかと要望が聴覚障害者の会と手話通訳登録者の双方から出たところでもあり、本市としても、手話通訳登録者の方には多種多様、そして専門的な講演会等においても手話通訳者の派遣を実施しているところでもあり、専門的な技術向上の必要があると判断したことから事業実施に至りました。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 手話通訳者の方のレベルアップということなんでしょうけれども、そこで本市の現状をちょっと知りたいと思うんですが、聴覚障害者の方の人数ですとか、また、そのうち実際に手話を言語として使っている方が何人おられるのか。また、今度は手話通訳者の方の人数は士別市でどれぐらいいるのか。それに携わっている職員の体制、手話できる方、そういういろいろ体制もあるかと思いますが、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 小山主査。

○福祉課主査（小山 光君） お答えいたします。

本市における聴覚障害のある身体障害者手帳交付者数は、平成29年10月1日現在で181名となっております。そのうち手話を言語として常時使用している人数は、市で把握している方は

士別聴覚障害者の会の入会者3名です。

また、手話登録者の人数についてですが、5名となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 川原福祉課長。

○福祉課長（川原広幸君） 市の職員の手話の状況についてですけれども、手話がきちんとできる職員というのは市の職員の中にはいないんですが、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されて、合理的な配慮の提供が市町村に求められました。その中で聴覚に障害のある方とのコミュニケーションをとる手話の習得に向けた講習会を職員研修の一環として実施しております。昨年度24名、今年度については19名が参加しまして、この中で聴覚に障害のある方がどのような対応を望まれているか、あと手話の基本的な挨拶、それから接客時の対応などについて研修を行っております。

ただ、実際の対応につきましては、各窓口にも耳マークなども掲示しておりますけれども、手続等、内容を正確に伝えるために実際には筆談となっているところなんです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。

実際の聾啞者の方がそれを主語として使っている方、聴覚障害者の会の方が約3名と市の把握しているところ、実際に手話通訳者の人が手話サークルの会を主体に5名程度おられるということでもあります。

そこで、この新規事業、その方のためにレベルアップのために行っているということで新規事業28年度から始まったわけですけれども、この事業の継続性というか今後の捉え方、これをいつまで続けるのかとかいうか、その辺についてお考えがあれば、お知らせいただきたい思います。

○委員長（井上久嗣君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） この事業の継続性についてであります。手話につきましては、言語ということもありまして、言葉は新しく生まれたり、つくられたりしますし、社会の中では新しい事柄が起こったりします。そのため、新たな手話表現を学ぶ必要があります。そのようなことから毎年継続して講習を行っていくことは必要であると考えており、今後も継続して実施したいと考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。

それで、この手話条例制定について、今までいろいろな議員の方が手話条例制定についてこの議会でも取り上げられてきたところでもありますけれども、先ほど話ありました2016年4月に障害者差別解消法というのが、そういう法律ができ上がって、障害のある方がそれを理由とし

て差別されることがないように社会生活を送れることを目的としているこの法律ができて、この手話条例を充足する法律になろうかなというところだと思いますけれども、そこでこの手話条例制定について、これまでの行政側の答弁としては、まずは先進地などの状況も調査研究していく中で、その環境整備をまずはしていくんですよというような答弁でありました。

そんなところから、この件といいますか、手話条例制定に向けてということにもなろうかと思うんですけれども、今後の展開、捉え方は、現在のところはどのようなふうにご捉えておられるのか、また、どのようなふうに進まれているのかということをお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 川原課長。

○福祉課長（川原広幸君） お答えいたします。

これまで聴覚障害者の会や手話通訳登録者の方々と手話条例について話し合いを行ってまいりました。他市町村の状況や北海道の状況も見ながら意見交換を重ねてきましたが、この中において、まずは、より多くの市民に手話を覚えていただく環境整備をすることが重要であるといったことから、市民手話講習会の開催を初め、職員を対象とした手話の研修の開催、あと手話通訳者養成研修事業の実施のほか、広報で手話コーナーを設け手話の普及は行っていくこととし、聴覚障害者の会の方に協力をいただきながら準備を進め、今年11月号から掲載を開始したところです。今後も手話の使いやすい環境整備のため周知普及に努めていきたいと考えています。

また、北海道は9月に、手話を言語として位置づける条例と要約筆記や点字など障害者のさまざまな意思疎通手段を普及促進させる条例を別々に制定する方針を出しました。具体的な内容は今後検討するとされているため、本市においても道の今後の状況を注視しながら、聴覚障害者の会や手話通訳者の方々と十分意見交換を図り、条例の必要性を含め手話の普及のあり方について引き続き協議してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

これも成果報告書27ページ、いきいき健康センター管理運営事業ということで、これも新規事業であることからお聞きするところであります。

まずはその前に、歳入歳出決算書によると、いきいき健康センター使用料として231万7,000円ほど計上されているんですけれども、どういったものなのか内訳を知りたいと思いますので、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 東海林いきいき健康センター主幹。

○いきいき健康センター主幹（東海林優子君） お答えいたします。

いきいき健康センターの健康長寿推進施設のうち貸し室以外のサロン及びラウンジの使用、また足湯や木の玉プール、クライミングウォールの利用につきましては無料となっております。また、活動室や交流室などの貸し室につきましては原則有料となりますが、高齢者の健康増進

や生きがいがづくり、交流活動などで団体が利用する場合には無料となります。昨年度につきましては、全ての団体が無料での使用であり、貸し室による収入はありませんでした。

一方、入浴施設ぷらっとは有料であり、昨年度収入の231万7,100円は全て入浴料収入となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） はい、わかりました。全てぷらっとの入浴料というところだと思います。

それで、最初にあらかじめお話するのを忘れたんですけども、この項目というのは、さきに井上委員長が一般質問で、市長3期目マニフェスト「やさしいまち」の各種施策のうちいきいき健康センター事業の充実ということで質問をされて、ほぼ私が聞こうとしたところは、その質問の中には充足されていたんですけども、その部分と重ならない点でお聞きしますんでよろしくをお願いします。

それで、今のその使用料というのは、ほぼぷらっとの入浴料だということであったんですけども、そこでこの成果報告書によると、この利用状況、入浴施設ぷらっと分、延べ7,649人と。10月1日から約半年の期間だと思うんですけども、これは当初利用が少ないという中で、このいきいき健康センターとつなげることによって利用拡大、利用増加を図ったという経緯だと思うんですけども、それ以前、半期、供用開始してから約1年過ぎたんですけども、以前のぷらっとの状況と、これができてからの使用状況の違い、比較、検討数字があればお知らせいただきたいなと思います。

○委員長（井上久嗣君） 菅井いきいき健康センター館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） ぷらっとの利用状況でございます。昨年10月に市直営になりまして、今年の3月までの利用人数につきましては延べ7,649人ございました。同じ時期の指定管理のときの時期で申し上げますと、平成27年10月から翌28年3月までの6カ月分の数字といたしますと7,111人でありまして、比較いたしますと538人の増加となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） これをつなげることによって一定の効果が出たんだろうなというふうに想像がつくところであります。

それで、今後の利用状況の見込みや運営管理をどのようにするかということなんですけれども、当然これはいきいき健康センターとつながって、その同じ形で運営をしていくんだろうなというふうには想像がつくんですけども、いきいき健康センターの1年たったの総括、これまた先ほど井上委員長の答弁の中では、このオープン1年間の実績と評価ということについてはサフォークジムや元気クラブ、認知症予防教室などに約1万100人と、いきいきデイサービスや老人クラブ交流会に約8,200人など、かなりの総体的な利用者が見込めましたよと。総合

福祉センターでの移転前後の利用者数の比較についても、移転による増員効果があらわれているという一定の効果が出ているんですよという説明がありました。

当然、最初に言ったように、ぷらっとも併設していますから同じような考え方になるかと思うんですけども、指定管理から外れて、今後これもどういった動きでどのように展開されていくのか、今の段階でまだ1年しかたっていないんですけども、どういった状況になるのか今の考え教えていただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 菅井館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） 今後のまず運営管理の部分なんですけれども、まず市直営になりまして指定管理のときと比べて変わっているのは、健康増進ポイントというポイントがたまりますと無料でぷらっとに入浴できるという制度が新たに加わっておりまして、その健康増進ポイントによる利用が増えておりまして増加傾向で、現在の最新の数字でも増え続けております。そこで今後の管理体制、運営体制につきましては、大きく変えることは考えてございません。

それで入浴に来られた方が気持ちよく入浴することができるように、現在の清掃、清潔保持につきましても更に留意していきたいと思っております。

それから、入浴は足湯も含めまして温熱作用など体によい効果もありますので、もっと多くの利用につなげていきたいと思っております。更に、いきいき健康センターの健康増進施設部分の更なる利用拡大も目指しまして、同時にぷらっとの入浴の拡大も目指しまして、健康増進ポイントの更なる普及利用についても努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、社会福祉費の中の交通安全対策推進事業費についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、交通安全対策推進事業費の概要についてお聞きし、その中でも冬道運転実技講習、ダミー人形の更新についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋環境生活課主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

本事業では、交通事故の防止や交通安全意識の普及高揚を図るため士別警察署や士別市交通安全運動推進委員会等の関係機関、団体と連携し、各交通安全運動期間における人の波、旗の波等の街頭啓発、保育園、幼稚園、小・中学校及び事業所における交通安全教室、老人クラブなどで高齢者に対する啓発活動を行っております。ほかにも子育て支援事業として、乳幼児の安全確保と保護者の負担軽減を目的に、ベビーシート及びチャイルドシートの無償貸与を行っております。

安全運転の講習会につきましては、平成11年10月に施行された士別市交通安全基本条例に基づく交通安全教室推進の一環として、道北自動車学校の協力のもと平成12年度から安全運転実

技講習会を実施しており、平成18年からは冬道を運転したことがない方や不安な方を対象に、安全な運転方法や危険を回避する方法を体験型の講習会によって学ぶことを目的とし冬道運転実技講習会として実施しております。昨年度は定員40人のところ一般19人、事業所18人の計37人の参加により、悪路や狭い道でのすれ違い走行、坂道発進やABSの体験を通して冬道を安全に運転するための技術を学んだところです。

ダミー人形更新のお話であります。旭川地区トラック協会士別支部、交通安全運動推進委員会、士別警察署の協力のもと、市内の小学校において大型トラックの運転者からの視覚や内輪差による巻き込み、停車しているトラックの陰からの急な飛び出しについて学ぶ実践型交通安全教室を行っており、大型トラックとの衝突実験の際に使用するダミー人形が著しく老朽化したことから昨年度更新を行ったものであります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

本当に市民を交通事故から守るという観点では、この推進事業は特に必要なものであります。幼児期から高齢者まで幅広い年代の中、また地域の職域においても交通安全の啓発などを行っているということですが、近年の本市における人身事故の件数の推移含め、その後の推移含めて、どのようになっているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

本市における人身事故の発生件数は近年減少傾向にあり、平成27年と28年は18件で横ばいとなっております。しかしながら、平成27年は死者ゼロ人、負傷者19人であったのに対し、平成28年は死者2人、負傷者26人であり、安全運転はもとより全席シートベルト着用や夜光反射材、自発光ライト着用など一層の啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 昨年、28年は少し死者も増えたということで、今後とも啓発に努めていただきたいと思います。

次に、市が実施しているベビーシート、チャイルドシートについて伺いたいと思います。

無料貸し出し事業についてなんですけれども、このチャイルドシート無料貸し出しの市民の周知はどのように行っているのか、また利用者の推移についても伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

幼児の事故防止や負担軽減等を目的とし、子育て支援事業として実施しているチャイルドシート貸与事業につきましては、市のホームページや広報紙の子ども・子育てのページに随時掲載し事業の周知を行っております。平成12年4月のチャイルドシート使用義務化直前から15年

以上実施している事業でありまして、広く市民に本事業が定着しているものと考えております。

なお、過去3年間の貸し出し実績であります。平成26年度がベビーシート43件、チャイルドシート33件の計76件、平成27年度がベビーシート56件、チャイルドシート67件の計123件、平成28年度がベビーシート48件、チャイルドシート65件の計113件となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

今ベビーシート、チャイルドシートが年間延べ100台を超えた貸し出し実績があるということですが、現在の市の保有台数、貸し出しの希望に対して実際にこういうシートやなんかが間に合っているのか、また、こういうチャイルドシート、ベビーシートの安全性、衛生面について、こういう保守点検などはどのように行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

市が現在保有しているベビーシート87台、チャイルドシート14台の計101台の保管、貸し出し及び保守点検は市内事業所に委託しておりまして、破損や損耗が著しく安全性が確保されないものについては随時処分をしております。処分に当たりましては、使用可能な部品は流用し有効活用を図りながら在庫の範囲内で事業を継続しているところで、現在のところは保有台数で充足しておりますが、製品の安全基準や規格の見直しが随時行われておりますことから、新規購入については今後検討してまいりたいと考えております。

ベビーシート及びチャイルドシートは、シートベルトを正しく着用できない乳幼児の安全確保のために使用が義務化されているものであり、貸し出し時や返却時において衛生的で正常に機能するか適宜点検を行っているほか、借り受けた方には、次の方が清潔に利用できるよう返却時の清掃や洗濯等の御協力をいただいているところです。

今後におきましても借り受けた方が安心して利用いただけるよう、安全性の確保はもとより衛生面においても適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 村上委員と同じく、交通安全対策費で質問したいと思います。

先ほど答弁ございました冬道運転実技講習会ですね。坂道発進だとか、アンチブレーキロックシステムを実際に使ってみるとか、そういうことをやっている。

私が尋ねたいのは、冬、横断歩道消えますよね、雪で。横断歩道消えますけれども、それでも横断歩道に渡る人いたら、ちゃんととまる、そういった訓練もしていますか。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

実技講習会の中で交通法規の遵守含めて学んでいるところであります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 具体的にそういう訓練はしていないんだろうなと思います。

私、以前、道路交通法第38条について、かなり厳しく質問しました。JAF、日本自動車連盟が調べたところによると、横断歩道を渡ろうとしている人がいても9割以上のドライバーはとまらないと、この調査結果が出て、土別市でも多分9割、95%ぐらいの車はとまらないんですが、この交通安全対策推進事業の昨年度201万円ほどの事業額の中で、この道路交通法38条に関する啓発は、どの程度行われたのかということをお聞きしたいんですが、いかがですか。

○委員長（井上久嗣君） 千葉市民部次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） この交通安全の啓発活動につきましては、個別の金額としてこの部分がここに向けられたという形ではなくて、その季節、季節、それから各世代に合った形での安全教育、啓発を行っておりますので、ちょっとこの部分で、38条の部分で幾らだというような形ではちょっと難しいのかなというところでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 何でこんなことを聞くのかというと、先ほど街頭啓発と子供向けの交通安全教室もして、それで事業費がこれだけかかっているんだというお話があったんですけども、子供が横断歩道を渡る時に手を挙げなさいという指導も啓発の中でたくさんされているんですが、これは別に法律で決まっていることじゃないですよ。なのに、法律で決まっている道路交通法38条の啓発は行われたという話は聞いたことないですね。

やはり特に横断歩道が近づくと、こういうひし形のマークが道路についていますよね。そのひし形のマークの意味を知っている市民も非常に少ないと。この辺やっぱり意識調査も含めてしっかり啓発していただきたいと思うんですが、その実績があれば紹介してほしいんですが、実績がなくても今後やっていただけるということでもいいですか。

○委員長（井上久嗣君） 千葉次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） まず、ひし形のお話をさせていただきます。

横断歩道の50メートル前、それから30メートル手前、この2カ所にひし形の白いものが路面に表示されておりまして、それは横断歩道が近くにありますがというようなマークでございます。それで、そのマークを見た運転者が、歩行者がいないかどうかという部分の注意を含めて一時停止すべきかどうかという判断をしていくというような標識でございます。

この部分の啓発につきましては、去年、28年の第4回定例会のほうで国忠議員のほうからいろいろなお話がございまして、そして、市のほうでもそれに取り組むという答弁をさせていただきました。その直後から各団体、それから市のほうで、これはメールで配信している部分で、各事業所、それから各団体、このほうにその部分の意識啓発、これを行ったところであります。

前回お答えしましたように、一般で走っている車全てに、このことをお伝えすることはなかなか難しいのではありますけれども、事業所絡み、それからまとまった春、それから秋の交通安全のときには、このことも含めてお願いしているところでありまして、更には警察にもこの部分の取り締まり、予防的な啓発、これはもうパトカーを使ってですけれどもお願いしているというような状況ではございます。

以上であります。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 春、秋の交通安全運動もありますけれども、大事なのはやっぱり冬ですね。冬、路面に雪が積もると、そのひし形のマークも含めて見えなくなってしまうので、とにかくひし形のマークがあったところで徐行、あるいはスピードダウンするというので、しっかり徹底をお願いしたいと思います。

それで、先ほど村上委員の質問への答弁の中で、昨年度、交通事故の死者が2人、負傷者が26人ということで、亡くなったうちの1人は車対歩行者の事故ですね。東8条8丁目で車が歩行者をはねて亡くなりました。その教訓は、昨年度の決算ですから、その死亡事故が起きてから4、5カ月しかなかったと思いますが、その教訓は啓発に活かされていますか。

○委員長（井上久嗣君） 高橋主査。

○環境生活課主査（高橋将人君） お答えいたします。

ただいまお話のありましたとおり、昨年交通死亡事故は歩行者の道路横断中に発生したということ踏まえまして、昨年12月には、東1条8丁目の医療機関前ですとか中央公園の付近など広通の信号機が設置されていない横断歩道において、運転者に注意を促す看板を分離帯部分に7カ所設置いたしました。ほかにも行政機関や自治会等の各種団体、事業所等、273の登録先に対し、交通安全情報等を発信している暮らしネット情報を活用しまして運転者や歩行者の交通事故防止に向けた啓発活動を行ってまいりました。

その交通安全情報の中では、運転者に対する冬型の交通事故に関する注意喚起や道路交通法38条を初めとした交通法規遵守の啓発、歩行者に対しましては、いち早く運転者に自分の存在を知らせるための夜光反射材や自発光型ライト着用の呼びかけ、道路横断時のルールなど、悲惨な事故の再発防止に向けた啓発活動に取り組んでまいりました。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私はおとといまで愛知県みよし市に行っていましたけれども、みよし市の職員さんが運転してくれて移動しましたが、愛知県、今、全国で一番交通事故死多いそうです。北海道は3位か4位ぐらいですね。それでみよし市の職員さんは、やっぱり道路交通法38条を守って、横断歩道の端っこに人がいたら、しっかりその職員さん車とめていました。ただ、みよし市、御存じのとおり道路は士別より全然広くはないので、グリーンベルト、広通のような道路はないですから条件は違います。

それで、最後に学校の通学路についてなんですが、私は小学校の入学のしおりというか、小学校に子供が入学すると保護者向けに配るプリントがあります。いろいろ生活上の注意だとか書いてあるんですが、信号機のない横断歩道は渡らない、信号機のある横断歩道を渡りましょうというふうに書いてあるんですよ。そうすると、もうこれ、信号機のない横断歩道というのは子供は渡るなど。車はとまってくれないんだから、最初からもう信号機あるところを選びなさいということに事実上なっていると思うんですよ。

今はいいかもしれないけれども、西小学校が例えば統合になって通学路長くなりますよね。通学路長くなったときに、全部遠回りして信号のあるところ、信号のあるところ通っていくというのは、僕は物理的に不可能だと思うんですよ。だから、小学校も今のように信号機のあるところだけ渡りましょうじゃなくて、やっぱりもう市民みんなが道路交通法38条を守って、小学生ちゃんと信号機ないところ渡らせると、信号機のない横断歩道を渡ってもらうというふうにしっかり方針立てていく必要あるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（井上久嗣君） 千葉次長。

○市民部次長（千葉靖紀君） 市が各小学校で実施しております交通安全教室では、道路を横断する際、まず周囲の安全を十分確認した上で、まずは信号機のある横断歩道を渡る。近くになれば、これは信号機のある横断、なければ次には横断歩道を選択して渡る。そして横断歩道が近くになれば、駐車車両等がない見通しのいいところを横断してくださいということの部分で実践型の交通安全教室を実施しております。これは各小学校においても同様な指導という形で受けとめております。

それで、一時停止をしてという38条の部分については当然交通法規でありますから、それは皆さんに遵守していただきたい。それから、違反した場合については当然検挙、罰則というのが当たり前だとは私は思っておりますし、そして、市としましては、まずは交通弱者であります歩行者、みずから自分の身を守ると、危険な場所はなるべく避けるということで、まずは自分の身を守るという形を身につけていただきたいという形の中での教室等を行っております。

以上であります。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 市としては、啓発とか交通安全教室はかかわることはできるけれども、検挙まではできないので、あとは警察ということになると思うんですが、最後にちょっと、土別警察署が最近危険交差点マップというのをつくって、危険箇所8カ所を指定しています。これはほとんどが市道ですよ。道道もありますけれども、広通が2カ所、それから、東広通と道道が交わる場所などが指定されています。

この危険交差点というものをなくしていくために市でできることもたくさんあると思いますので、ぜひこの点、危険交差点というのをなくすようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時39分閉議）